

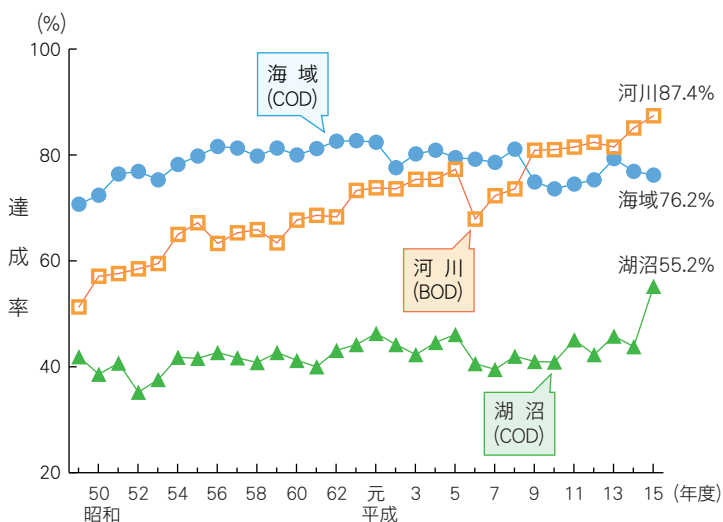
# 湖沼水質保全特別措置法の改正と水環境保全施策の動向について

湖沼は、水の循環が少ない典型的な閉鎖性水域で、水質の保全や改善対策は、河川や海域に比べて特徴のあるものとなっています。1984年に制定された湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」)では、全国の湖沼に関する水質保全方針や指定湖沼に水質保全施策の計画を定め、対策に取り組んできました。

ところが、湖沼での、有機汚濁の水質環境基準の達成率は、法律の施行から20年たった2003年度においても、55.2%と依然として低い水準で推移しており、顕著な改善傾向はみられません。

現在の指定湖沼(10湖沼)

指定湖沼	関係府県
釜房ダム貯水池	宮城県
霞ヶ浦	茨城県・栃木県・千葉県
印旛沼	千葉県
手賀沼	千葉県
諏訪湖	長野県
野尻湖	長野県
琵琶湖	滋賀県・京都府
中海	鳥取県・島根県
宍道湖	島根県
児島湖	岡山県



注1: 河川はBOD、湖沼及び海域はCOD  
 注2: 達成率(%)=(達成水域数/あてはめ水域数)×100

環境基準(BOD又はCOD)の達成率の推移  
 (「平成15年度公共用水域水質測定結果」による環境省資料より)

湖沼の水質改善が停滞している原因の究明、改善施策の拡充の必要性及び住民運動の活発化、関心の高まり等を背景として、2005年6月に湖沼法が一部改正されました。

ここでは、湖沼法一部改正の概要と、今後の水環境保全施策の方向について紹介します。

## 湖沼法の改正

### 改正湖沼法の重要なポイント

水質汚濁が著しい指定湖沼に対するこれまでの対策(工場・事業場に対する負荷量規制、生活排水対策等)に加えて、今回の改正で新たに追加された項目は以下のとおりです。

- ①面源対策〔流出水対策地区の新設、流出水対策推進計画の策定〕
- ②自然浄化機能の活用〔湖辺環境保護地区の新設、指定地区内における植物の採取、水面の埋め立て等の規制〕
- ③住民参加〔湖沼水質保全計画の策定の手続きにおける関係住民の意見聴取を位置づけ〕
- ④工場・事業場に対する規制の見直し

### 解説

改正湖沼法の重要なポイントについて、「湖沼環境保全制度の在り方について」(2005年1月中央環境審議会答申)等の内容をふまえ、簡単に解説します。

#### ①面源対策

湖沼に流入する汚濁負荷のうち、これまで、具体の対策がとられてこなかった農地、市街地等から流出する面源汚濁負荷への対策(非特定汚染源対策)が必要な地域を「流出水対策地区」に指定し、推進計画を策定することになりました。

#### ②自然浄化機能の活用

水辺に繁茂するヨシ等の水生植物による自然浄化機能の維持・増大を図るため、湿地帯や湖辺の植生を保全する必要がある地域を「湖辺環境保護地区」に指定し、指定地区内における植物の採取及び水面埋め立て等について、届出の義務を定めました。

### ③住民参加

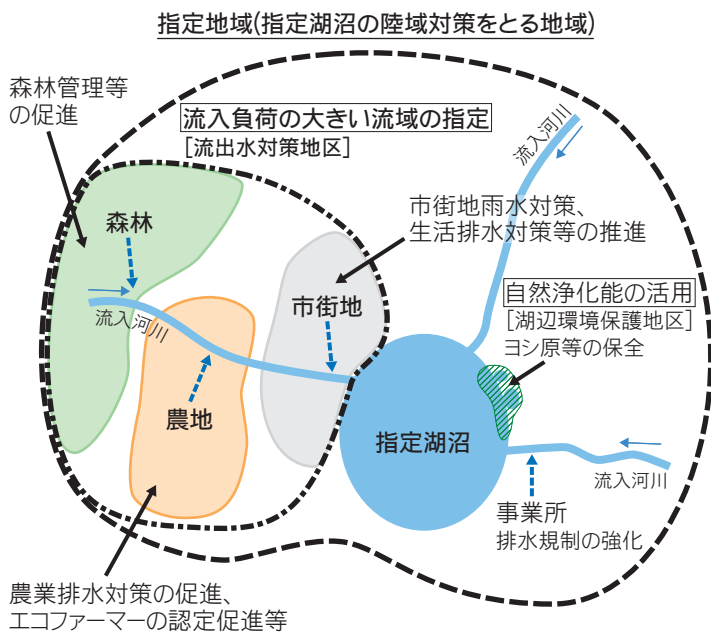
これまでの行政主体型の湖沼水質保全計画策定から、関係住民からの意見聴取等を組み込んだ計画策定、事業実施、評価の仕組みを構築することになりました。

また、湖沼水質保全に対する多様な地域住民のニーズに対応していくため、湖沼水質と密接な関係がある以下の視点についても湖沼水質保全計画に盛り込み、適切に計画に位置づけることになりました。

- ・流域管理の視点
- ・地下水涵養による湧水回復等の、水循環回復の視点
- ・生態系保全、親水性向上の視点

### ④工場・事業場に対する規制の見直し

これまでは、新增設の工場・事業場(特定事業場)についてのみ実施していた負荷量規制(COD、全窒素、全燐)を、既設の特定事業場に対しても適用します。また、規制対象外の工場・事業場についても、汚濁負荷の抑制に関する指導等を行うことになりました。



流出水対策推進モデル計画の策定イメージ  
(環境省資料を参照して作成)

## 今後の水環境保全施策の方向

湖沼法の改正や、これとほぼ同時に行われた海域の総

量規制の検討の過程において、いくつかの問題点が指摘され、「水環境保全施策枠組み再構築」を始めようとしています。問題点としては、以下の内容があげられました。

- ①湖沼法改正にともなう「湖沼環境保全制度の在り方」のとりまとめや第6次水質総量規制において、「水環境の適切な評価」及び「より効果的な対策の在り方等」が今後の課題として指摘されていること
- ②現行の水環境目標は国民が実感しにくく、また、国際的整合性がとりにくいこと
- ③三位一体改革による水質監視補助金の廃止を受けて、効果的なモニタリング・評価体制が必要であること

「水環境保全施策枠組み再構築」の具体的な内容は以下に示すとおりです。

- ・水質環境基準(生活環境項目)の見直し〔特に、有機汚濁の指標の再検討(排水処理の普及によって、排水中の難分解性有機汚濁物質の割合が増加する傾向が指摘されている。このため、例えば、現在のCODに代わってTOC(全有機炭素)を採用することが提案されている。〕〕
- ・国民に分かりやすい、水質以外も含めた補助指標(透明度または透視度、植物プランクトンの指標となるクロロフィルa、底層のDO(溶存酸素)、カビ臭物質(2-BIM、ジェオスミン)、生物指標等)の設定と、水環境評価方法及び水環境保全目標の設定等の指針策定
- ・公共用水域・地下水の水質を効果的・先進的な手法で把握するための監視手法の開発
- ・公共用水域・地下水の水質監視の内容(項目、地点、頻度、精度等)の合理性を評価するための基準の開発

水質環境基準が設定されてから35年の月日を経た現在、大きく変化した社会構造や環境の変化に適応した水環境対策の在り方が問われています。当社もその動向に注目し、調査・技術のノウハウを提供できればと考えています。

### 〔参考資料〕

「湖沼環境保全制度の在り方について」(2005年1月、中央環境審議会答申)  
環境省HPでの公開資料

( 環境情報研究所 環境技術グループ 川岸 寛 )  
( 本社 技術統括事業部 営業部 諸町 爽子 )